

平成22年 9月 3日

野々市町

平成21年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

財政健全化法の健全化判断比率及び資金不足比率について、平成21年度決算を基に算出しましたところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っていることをお知らせいたします。

このお知らせは、財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)により健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するものです。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率 「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	連結実質赤字比率 「全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	実質公債費比率 「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」	将来負担比率 「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」
野々市町	—	—	9.4%	22.5%
早期健全化基準	13.48%	18.48%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	
説明	野々市町の本比率は、黒字のため「—」で表示となります。	野々市町の本比率は、黒字のため「—」で表示となります。	野々市町の本比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。	野々市町の本比率は、早期健全化基準を下回っています。

【資金不足比率】

	資金不足比率 「公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率」
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0%
説明	水道事業会計及び下水道事業特別会計の本比率は、黒字のため「—」で表示となります。

(用語解説)

◎ 標準財政規模

地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すものです。

概ね普通税、地方譲与税、普通地方交付税の合算額です。

◎ 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。早期健全化段階となると、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣等にも報告しなければなりません。

◎ 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政再生段階となると、財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければなりません。また、財政再生計画が総務大臣との同意の有無によっては、地方債の起債の制限を受けることになります。

◎ 公営企業の資金不足額

一般会計等の実質赤字額に相当するものです。

◎ 経営健全化基準

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。経営健全化計画の策定には、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣等にも報告しなければなりません。